

令和5年第10回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

令和5年10月10日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 正木善昭

2番 大井栄一

3番 中野 栄

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川村 泉治

8番 根本 博

9番 大炊 三枝子

10番 田口 忠

4. 欠席委員

4番 三須 清一

5. 出席事務局職員

局長 柏木 幸昌

農地係長 遠藤 幸廣

主任 片桐 圭悟

主査 富塚 隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の取消願について
- 報告第4号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について
- 報告第5号 農地パトロールの結果について
- 報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出書について
- 報告第7号 生産緑地のあっせんについて

根本博職務代理者 ただ今から令和5年第10回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1番 正木 善昭委員。

2番 大井 栄一委員。

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第2号までの合計2議案についてです。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」4件、議案第2号「農用地利用集積計画（案）について」新規3件、中間管理機構21件、所有権移転1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

根本博職務代理者 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日 令和5年10月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番から整理番号3番までは同一事業のため、一括して説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇地先の畑3筆、面積は970平方メートルの所有権を移転するものです。

太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇から南西側約350mに位置しています。

位置図は、議案資料の9ページをご覧ください。

計画する太陽光発電施設は、パネル板160枚、パワーコンディショナー10台を設置し、49.5kWを発電するものです。

雨水は敷地内に自然浸透させ、施設は、フェンスで囲い施錠し、防犯防災に努めるとのことです。

隣接農地所有者には太陽光発電所設置について周知標識を設置しましたが、現在のところ特に意見はありません。

今後、意見や問い合わせ等があった場合は真摯に対応し、万一当該事業に起因する被害が発生した場合、自らの責任で解決するとのことです。

事業に係る経費は、土地代金を含む建設費は〇円になり、全額自己資金で行う計画です。金融機関の残高証明書を確認しています。

また、小売電気事業者「株式会社エコスタイル」への売電は、20年固定で1kWあたり税抜き〇円です。

なお、電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了していません。事務局からは以上です。

根本博職務代理者 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号、整理番号1番から3番について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲渡人及び譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨、確認されたことから、第2調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

根本博職務代理者 これより、議案第1号、整理番号1番から3番「農地法第5条の規定による許可申請について」、質疑に入ります。

ご意見のある委員は挙手をお願いします。

ないですか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号1番から3番については原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号整理番号4番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案書は2ページ、議案資料は44ページからとなります。

整理番号4番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑2筆、合計面積は999平方メートルの所有権を移転するものです。

共同生活援助施設の建設になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の南側約500mに位置しています。

位置図は、議案資料の47ページをご覧ください。

譲受人は合同会社M'sトライアングルカンパニーで、譲渡人は〇〇の方です。

事業計画書では、現在〇〇〇〇〇〇〇で介護福祉事業を営んでおり、事業拡大のため、共同生活援助施設を建設するものです。グループホーム1棟・5室、駐車場6台を計画しています。

事務局からは以上です。

根本博職務代理人 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第1号整理番号4番について、調査結果を報告します。

第2調査会で譲渡人、譲受人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で埋め立て等も必要がなく、雨水は、地下貯留浸透槽により浸透し、越流分は新設U字側溝に接続します。

下水は合併浄化槽で処理後、新設U字側溝に接続します。

また、資力については、自己資金及び借入金で対応するものとして、残高証明書および借用証書で確認しています。

現地確認では、周辺の農地に影響はないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

以上のことから、第2調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

根本博職務代理人 これより、議案第1号整理番号4番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

意見のある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号4番について原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号農用地利用集積計画案について審議します。

整理番号6番から8番までについて、○委員が関係者になっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日 令和5年10月10日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は60ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規3件、中間管理機構21件、所有権移転1件です。

整理番号1番、賃借権を新規設定する農地は、○○○地先の地目畑2筆、合計面積は5,252平方メートルです。

権利の設定を受ける者は○○○○○○の農業者で、権利を設定する者は○○の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積で○円です。

整理番号2番、賃借権を新規設定する農地は、○○○地先の地目畑2筆、合計面積は5,908平方メートルです。

権利の設定を受ける者は○○○○○○の農業者で、権利を設定する者は○○の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積で○円です。

整理番号3番、使用貸借権を新規設定する農地は、○○字○○○地先の地目畑1筆、面積は1,410平方メートルです。

権利の設定を受ける者は○○○○○○の農業者で、権利を設定する者は○○の方です。借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号4番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,068平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりJAちば東葛コシヒカリー等米〇〇kg相当額です。

整理番号5番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,221平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号6番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は4,090平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号7番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,068平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号8番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,077平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号9番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田5筆、合計面積は13,006平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社エグチライスファームで、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号10番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は2,513平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社エグチライスファーム、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号11番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は3,653平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者はTK - Assist合同会社、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号12番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は4,857平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇の農業者、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号13番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は3,644平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇の農業者、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号14番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は4,327平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇の農業者、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号15番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田3筆、合計面積は8,176平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇の農業者、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号16番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は361.33平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号17番、賃借権を新規設定する農地は〇〇〇〇字〇〇地先の地目田6筆、地目畑4筆、合計面積は11,147平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たり、〇円です。

整理番号18番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,209平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たり、〇円です。

整理番号19番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田8筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は21,876平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社山崎フロンティア農場で、権利を設定する者は〇〇〇〇の方です。

借受期間は6年間、借賃は10アール当たりJAちば東葛コシヒカリー等米〇〇kg相当額です。

整理番号20番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇〇地先の地目田2筆、合計面積は12,699平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社山崎フロンティア農場で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号21番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田5筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は16,203平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社山崎フロンティア農場で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号22番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田1筆、面積は1,021平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社山崎フロンティア農場で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇〇kgです。

整理番号23番、賃借権を新規設定する農地は〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,560平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号24番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,828平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号25番、所有権を移転する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田筆、〇〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は5,516平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

事務局からは以上です。

根本博職務代理者 続いて、大炊第2調査会長から議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 整理番号1番、整理番号2番及び整理番号24番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約2.29ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が50日です。

トラクター、農用自動車、管理機を揃えています。

整理番号3番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.91ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻が270日です。

トラクター、農家用軽貨物、管理機等を揃えています。

整理番号4番、整理番号5番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約9.78ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日、妻が150日、子が20日、父も20日、母も20日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号6番、整理番号7番、整理番号8番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約6.66ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日、父が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号9番、整理番号10番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地のみ約5.77ヘクタールで、農業従事日数は、代表取締役が年間280日、取締役も280日、もう1人の取締役が150日、構成員が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号11番の転貸を受ける者は、今年度の新規就農者でアスパラを栽培します。

整理番号12番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約8.53ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻も330日、子が300日、母が60日です。

トラクター、田植機、耕耘機等を揃えています。

整理番号13番、整理番号14番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約4.75ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間350日、母が150日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号15番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約13.67ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が200日、父が30日、母も30日、子が300日、子の妻が30日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号16番、整理番号17番、整理番号18番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地のみ約1.19ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ1人が年間150日、スタッフ5人が105日、スタッフ3人が50日、スタッフ3人が260日です。

田植機、草刈機、管理機を揃えています。

整理番号19番、整理番号20番、整理番号21番、整理番号22番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約20.11ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、妻も280日、子が250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号23番の転貸を受ける者の経営面積は、仮受地のみ約0.36ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日です。

トラクター、農用自動車、耕耘機等を揃えています。

整理番号25番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.56ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が270日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

根本博職務代理人 これより、議案第2号「農用地利用計画集積計画（案）の決定について、質疑に入ります。

整理番号1番から5番及び、9番から25番について、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

はい、中野委員

中野栄委員 整理番号25番の所有権移転について、売買価格はわかりますか。

根本博職務代理人 暫時休憩します。

（暫時休憩）

根本博職務代理人 再開します。

事務局 はい、お答えいたします。全面積に対しまして〇円という金額になっております。

根本博職務代理人 他にございますか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号1番から5番及び9番から25番については、原案どおり決定することとしました。

次に整理番号6番から8番について質疑に入ります。

○委員は、関係者となっています。

先ほど申したとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(○委員退室確認)

整理番号6番から8番について、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号6番から8番については原案どおり決定することとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室・着席を確認)

続いて報告事項に移ります。事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。

報告は、第1号から7号までの7件です。

報告第1号は「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、3件受理しました。届出事由は、宅地が2件、車庫、物置が1件です。

報告第2号は「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。届出事由は、住宅が4件です。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の取消願いについて」で、1件受理しました。対象は令和5年1月総会案件です。

報告第4号は「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」で、2件判定しました。事由は竹林化が2件です。

なお、現地の状況等・詳細については、報告第4号資料をご確認ください。

報告第5号は、「農地パトロール結果について」です。

令和5年7月および8月に行った農地パトロールの結果について、片桐主任から報告します。

片桐圭吾主任 それでは議案書の22ページをご覧ください。

こちらが令和5年7月、8月に行った農地パトロールの結果となっております。

第1地区については、筆数で言いますと5筆でとなっております。

遊休農地区分の判断結果としましては、黄色となっております。

続きまして第2地区につきましては、こちらも5筆で遊休農地区分の判断は黄色となっております。

第3地区につきましては、2筆、こちらも全て遊休農地区分は黄色となっております。

これらの農地につきましては、再度事務局の方で現地調査等を行い、利用意向調査を発出し、その後の所有者の回答により今後の対応を検討していくような形となりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

事務局 続きまして、報告第6号は「農地法第3条の3の規定による届出書について」1件受理しました。届出事由は相続です。

報告第7号は「生産緑地のあっせんについて」で2件受理しました。

整理番号1は、令和5年8月総会において生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇の一部、〇〇〇〇番〇および〇の計3筆、合計面積は4,174平方メートルで、所有者は〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申し出があり、我孫子市長より、市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、資料、報告第7号「整理番号1番」のとおりで、買取りの希望価格は全面積で、〇円です。案内図は資料の裏面になります。

整理番号2は、生産緑地の指定後30年が経過し、特定生産緑地を希望しなかった農地の買取りの申出になります。

申出地は、〇〇〇〇〇番〇〇および〇〇番〇〇の計2筆、合計面積は314平方メートルで、所有者は〇〇の〇〇〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申出があり、我孫子市長より、市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は資料、報告第7号「整理番号2番」のとおりで、買取の希望価格は全面積で〇円です。

案内図は資料の裏面になります。

買取価格については買取希望者が出てきた場合に、改めて不動産鑑定をし、買取価格を設定することとなります。

お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取を希望する農業者がいましたら10月31日の火曜日までに事務局までご連絡ください。

よろしく願いいたします。以上です。

根本博職務代理者 報告第1号から7号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第10回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。